

院 内 掲 示

(令和 7 年 4 月 1 日現在)

医療法人平成会山内病院は、厚生労働大臣が定める基準に適合した保険医療機関です。
以下は、療養担当規則等の関係法令に定められた院内掲示を必要とする事項です。

【入院基本料に関する事項】

当院の許可病床数は、療養病床 50 床です。療養病棟では、入院患者様 20 人に対して 1 人以上の看護職員と入院患者様 20 人に対して 1 人以上の看護補助者を配置しています。看護職員のうち 20% 以上が正看護師です。

(療養病棟入院基本料 1 の施設基準を取得しています。)

※入院患者様のご負担による付添看護・介護は一切ご遠慮いただくことになっています。

◆「療養病棟入院基本料 1」

(1) 入院診療計画に関する施設基準

医師、看護師等の共同による入院診療計画が策定され、入院した日から 7 日以内に説明、文書による交付を行っています。

(2) 院内感染防止対策に関する基準

院内感染防止対策について、委員会の設置、感染レポート活用、消毒設備の整備、院内感染対策研修の実施等、必要な院内感染を防ぐ対策を実施しています。

(3) 医療安全管理体制に関する基準

医療安全管理対策について、委員会の設置、院内事故報告体制の整備、医療安全に関する指針の整備、医療安全管理研修の実施等、必要な医療安全管理の体制を整備しています。

(4) 褥瘡対策に関する基準

褥瘡対策について専任の医師・看護師による対策チームが活動し、委員会の設置、日常生活自立度の低い患者様について褥瘡危険因子評価の実施、褥瘡治療計画の作成・実施・評価等、適切に行っています。

(5) 栄養管理体制の基準

栄養管理体制について、栄養管理を担当する常勤の管理栄養士を 1 人配置しています。管理栄養士、医師、看護師、その他医療従事者が共同して栄養管理を行う体制を整備し、栄養管理手順に従い、栄養状態の評価、栄養管理計画の策定、定期的な評価等を適切に行っています。

(6) 意思決定支援の基準

「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容を踏まえ、適切な意思決定支援に関する指針を定めています。

(7) 身体拘束最小化の基準

「身体拘束最小化チーム」を設置し、「身体的拘束を最小化するための指針」を作成しています。身体的拘束をしない診療・看護・介護の実施に努めています。

◆看護職員・看護補助者の配置数

療養病棟では入院患者様 20 人に対して 1 人以上、1 日に 8 人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。また入院患者様 20 人に対して 1 人以上、1 日に 8 人以上の看護補助者が勤務しています。なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

病棟名	勤務区分	勤務時間帯	職員 1 人当たりの受持患者様数
療 養 病 棟	日勤帯	午前 8:30 ~ 午後 5:30	看護職員 9 人以内 看護補助者 9 人以内
	夜勤帯	午後 5:00 ~ 午前 9:00	看護職員 50 人以内 看護補助者 50 人以内

◆入院時食事療養（I）／入院時生活療養（I）

当院では、入院時食事療養（I）・入院時生活療養（I）の届出を行っており、医師、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を「適時（夕食については午後 6 時以降）、適温」で提供しています。

(食事提供時間 : 朝食 8:00 昼食 12:00 夕食 18:00)

※入院時食事療養費、入院時生活療養費の標準負担額については、別紙にて掲示しています。

【明細書発行体制について】

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、個別の費用ごとに区分して記載した領収証、及び個別の診療報酬の算定項目のわかる明細書を無償で交付しています。

また公費負担医療の受給者で医療費の自己負担がない方についても、明細書を無料で発行しています。

なお明細書は、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されたものですので、その点をご理解いただいて、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行を含めて、自己負担のある方で明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

【四国厚生支局長への届出事項】

[基本診療料の施設基準等に係る届出]

- ◆療養病棟入院基本料 1 ◆在宅復帰機能強化加算 ◆診療録管理体制加算 3 ◆経腸栄養管理加算 ◆認知症ケア加算 3
- ◆療養病棟療養環境加算 1 ◆感染対策向上加算 3 ◆データ提出加算 1・3 ◆入院時食事療養（I）／入院時生活療養（I）
- ◆医療 DX 推進体制整備加算

[特掲診療料に関する事項]

- ◆ニコチン依存症管理料 ◆がん治療連携指導料 ◆コントクトレンズ検査料 1 ◆CT 撮影及び MRI 撮影
- ◆人工腎臓 慢性維持透析を行った場合 1 ◆人工腎臓 導入期加算 1 ◆透析液水質確保加算 ◆慢性維持透析濾過加算
- ◆下肢末梢動脈疾患指導管理加算 ◆外来・在宅ベースアップ評価料 ◆入院ベースアップ評価料
- ◆脳血管疾患等リハビリテーション料（II） ◆運動器リハビリテーション料（I）
- ◆呼吸器リハビリテーション料（I） ◆薬剤管理指導料 ◆二次性骨折予防継続管理料 3

【保険外負担に関する事項】

当院では、以下の項目について、その利用日数、使用量、利用回数に応じた実費の負担をお願いしています。

1. 特別の療養環境の提供

個室料金表（消費税込金額）

部屋番号	部屋代（1日につき）	部屋番号	部屋代（1日につき）	部屋番号	部屋代（1日につき）
401	個室 (ソファ・クローゼット・ 机・トイレ付) 3,670 円	407	個室 (ソファ・クローゼット・ 机付) 3,160 円	416	個室 (ソファ・クローゼット・ 机・トイレ付) 3,670 円
402		408		417	
403		410		418	
405		411		310	
		412		311	
		413		312	
		415		313	

2. 費用のご負担をいただくサービス・物の一覧（消費税込金額）

品名・サービス内容	個・回数	費用徴収額	品名・サービス内容	個・回数	費用徴収額
予防接種料金（インフルエンザ等）	1 回	実費	レジ袋	1 枚	3 円
診断書等	1 通	1100 円～5500 円	サージカルマスク	1 枚	60 円
軟膏薬容器（10g、20g、50g）	1 個	30 円	イヤホン	1 個	300 円
水薬容器	1 個	50 円			
点鼻薬容器	1 個	20 円			

- ※ 入院時の病衣、オムツ、日用品、私物洗濯代等は、専門業者との契約（入院セットレンタル契約）により利用可能です。（実費負担）
- ※ なお、衛生材料等の治療（看護）行為及びそれに密接に関連した「サービス」や「物」についての費用の徴収や、「施設管理費」等の曖昧な名目での費用の徴収は、一切認められていません。
- ※ 院内掲示の記載事項について、ご不明な点がございましたら、医事課へお問い合わせください。